大阪市建設局下水道施設包括業務委託におけるPDCAを踏まえた

業務委託条件見直しにかかる有識者会議開催要綱

制定　令和７年１月21日

（目的）

第１条　建設局の事業にかかる大阪市契約規則第３条第２号で掲げる「工事以外の請負契約」のうち業務委託契約で実施する「大阪市下水道施設包括的管理業務委託」（以下「包括業務委託」という。）における業務計画上の問題点、課題などを改善することにより、より良い業務品質の確保及び向上を目的としたPDCAの結果を踏まえて実施する業務委託条件の見直しについて、外部の有識者から客観的な意見等を聴取するため、大阪市建設局下水道施設包括業務委託におけるPDCAを踏まえた業務委託条件見直しにかかる有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（意見等聴取事項）

第２条　会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

　(1)　官民連携手法を踏まえた役割分担、リスク分担の評価に関すること

　(2)　下水道事業の専門性を踏まえた業務計画、課題対応方針の評価に関すること

　(3)　これまでの業務履行状況を踏まえた要求水準、評価基準値の評価に関すること

　(4)　その他、会議の目的達成に必要な事項

（会議のメンバー）

第３条　会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他建設局長（以下「局長」という。）が適当と認める者のうちから局長が委嘱する。

２　会議は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　メンバーは、本市が特に定める事項について守秘義務を負うこととする。

（座長）

第４条　会議の座長は、メンバーの互選により定める。

２　座長は、会議の議事を進行する。

３　座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代行する。

（開催期間）

第５条　会議の開催期間は、施行日から令和９年２月26日までとする。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、下水道部施設管理課が担う。

（施行の細則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、局長において定める。

附　則

この要綱は、令和７年１月21日から施行する。